

## ＜研究ノート＞

### 被災地の仮設商店街の現状からみる住民主体の復興の課題 －仮設商店街の「仮設期」に着目して－

小宅 優美\*

#### 1. 問題の所在と研究の目的

2011年に発生した東日本大震災（以下、「震災」）の被災地では、震災の発生以降、住宅再建のみならず、津波被災や東京電力福島第一原子力発電所の事故によって営業が困難となった事業者の事業再開が大きな課題となってきた。このような事業者に向けては、「仮設施設整備事業」と呼ばれる支援がおこなわれている。

この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）が被災自治体と連携して進めるものである。中小機構が被災自治体からの要請を受け、仮設の店舗や工場を整備し、自治体を通じて被災した事業者へ無償貸与する事業で、国からの運営交付金によって進められている。2016年12月時点で、東北地方を中心とした被災6県で1,270の仮設施設が中小機構の支援により整備されている<sup>1</sup>。この事業は、被災した事業者らの事業再開や継続にあたって、空間的制約や資金的制約を解消する役割を担ってきたことが明らかになっている<sup>2</sup>。しかし、震災発生から7年目をむかえる現在、被災地では区画整理事業や高台造成などの土木事業の完成が間近となっており、仮設施設整備事業の支援を受けている事業者たちは、「仮設」施設の今後に対する決断を迫られている。

そのような中、中小機構は、2014年から「仮設施設有効活用等支援事業（助成）」を開始し、仮設施設の「長期利用」、「移設」、「撤去」に対する支援をおこなっている。そもそも、仮設施設整備事業は、被災事業者の事業再開と、その後の本設再開というプロセスが予想されていたが、仮設施設に対する被災地の需要の変化・減少や、地域全体の人口の縮小傾向などを受け、本設再開を選択しない事業者もあるのが現状である。寺澤・饗庭（2014）は、岩手県沿岸南部の3市を対象とした研究の中で、本設見通しが不透明な「暫定再開型」という仮設店舗が、岩手県沿岸南部の3市において一定数存在することを明らかにした<sup>3</sup>。中小機構が、「移設」や「撤去」といった選択肢を提示し始めたのは、このような「暫定再開型」の存在が影響していると考えられる。

中小機構が整備している仮設施設の中で最も数が多いのが「店舗」である。被災地では、仮設店舗が集まり、累計70の仮設商店街が中小機構によって整備された<sup>4</sup>。仮設商店街に対しては、「対外的広告塔」、「商業再編の場」、「本設再開移行への推進力」といった評価がなされ<sup>5</sup>、

---

\*筑波大学大学院博士前期課程教育学専攻2年

本設移転に成功した仮設商店街の分析が進んでいる。しかし被災地では、復興工事の遅延や人口減少が続く中、「復興の過渡期を支えたい」という思いを持って運営を続ける「暫定再開型」のような店舗の存在も看過できない。なぜなら、仮設商店街の店舗に対しては、「事業再開・継続というよりも事業者自身や顧客の生活の一部の再生」に寄与したという指摘もなされているからである<sup>6</sup>。したがって、「本設か本設断念か」という結果への着目だけではなく、仮設商店街が地域社会において果たす、役割の多様性にも着目する必要がある。

このような状況に対して、井上博夫の指摘は示唆的である。それは、区画整理事業等で整備された土地は、まちづくりの土台に過ぎず「そこに持続可能なまちができるかどうかは、個々の事業者の再建だけではなく、さまざまな事業者や施設がそこに暮らす人々との相互依存関係を持ちながら」再建できるかどうかにかかっているというものである<sup>7</sup>。また石山雄貴は、地域住民が主体的に関わった復興商店街の設立過程を明らかにする研究において、「地域社会における人々が社会的実践に参加することを通して、社会的実践を変容させ、発展させていく過程」を住民の「学習」と捉え、この学習が内発的な復興への基本的条件だと指摘した<sup>8</sup>。

以上を踏まえると、仮設商店街の多様な役割を析出することで、住民が主体となった復興の様相を明らかにすることができるのではないかだろうか。そこで、本研究では、震災の被災地で設置されてきた仮設商店街の、震災発生後7年目の現状を明らかにした上で、仮設商店街が地域の復興に果たしてきた役割と、今後の課題を明らかにすることを目的とする。本研究では以上の問題意識の下、福島県いわき市平豊間地区（以下、「豊間地区」）の復興商店街「とよマルシェ」の取り組みに着目する<sup>9</sup>。

## 2. 仮設商店街「とよマルシェ」の模索

### 2-1. 調査事例の概要—福島県いわき市平豊間地区の被災と復興の状況

福島県いわき市平（たいら）豊間（とよま）地区は、いわき市の沿岸部に位置する地域である。最大津波浸水深は7メートル、全壊流出数336棟、全壊（撤去）数147棟であり、いわき市内で最も甚大な津波被害を被った地域である。震災発生以前の豊間区の人口は、2,148人であったが、震災発生直後は、約750人まで減少した。これは、地区内に仮設住宅が整備されなかつたことが大きく影響しており、192戸の災害公営住宅の設置がおこなわれた後の2015年には1,282人、444世帯まで戻った。

震災前は、福島県内でも有数の海水浴場が地域内にあり、サーフィンや海水浴のための観光客が訪れる地域であった他、豊間漁港を拠点とした漁業<sup>10</sup>や、や、かまぼこ等の水産加工の工場が7軒存在していた。しかし、原発事故や護岸工事の影響で、2017年現在も海水浴場は閉鎖されており、豊間漁港の水揚げ量も多くはない。また、豊間地区や近隣の地区にあった水産加工品の工場は、震災をきっかけに多くが操業停止に追い込まれてしまった。2017年現在、操業中の水産加工品工場は、2軒である。海水浴客やサーファーを相手にする宿泊施設は、8軒であったが、2軒に減少した。

豊間区では、2011年8月下旬より、住民協議会である「ふるさと豊間復興協議会（以下、「協議会」）」が、自治会の役員を中心に発足され、市に対する住民の要望の取りまとめや、住民独自の復興プランの提案をおこなってきた。2017年4月現在、豊間地区の住民を中心に、87名の会員が所属している。協議会は、事務局のメンバーを中心に「復興まちづくり」に関わる様々な事業をおこなっており、復興に関する土地の問題を中心に、何か問題があると事務局メンバーが駐在する事務所に住民が相談しに訪れるという関係が築かれている。事務局は、仕事を退職した70代の男性が中心となっていて、無償で活動をおこなってきた。これまでの代表的な活動の実績は、表1の通りである<sup>11</sup>。復興商店街にまつわる様々な計画も、復興協議会が構想している復興プランの中で浮上した構想である。

**表1 ふるさと豊間復興協議会の取り組み**

実施年	事業内容
2011年9月～10月	復興協議会独自の復興プランと、市の復興プランとの 擦り合わせ・一本化
2012年1月～3月	区画整理について行政側との調整
2012年通年	住民ワークショップの開催、復興に向けた提案を作成
2013年10月～2016年3月	復興庁「新しい東北」先導モデル事業採択
2014年通年	災害公営住宅完成に伴うコミュニティ形成
2015年～2016年	NPO法人ETIC.の「右腕」プロジェクト

また、2011年夏から現在まで、首都圏に在住する建築学や社会工学の専門家を中心とした「東京専門家支援グループ（以下、「支援グループ」）」が復興の支援をおこなっている。具体的には、協議会の事務局が進める住民主体の「復興まちづくり」の計画の作成や実行に関して、行政への要望書をまとめる際の支援や、復興に関するワークショップの開催の支援をおこなってきた。支援グループは、「とよマルシェ」の設立にあたっても、構想段階のワークショップの段階から関わっており、中小機構や行政との調整を支援している。豊間地区の復興の過程では、専門家の支援を個別的・長期的に受けていることが大きく影響している。

2017年度に入り、協議会は会の目的を表2のように変更した<sup>12</sup>。これは、震災発生から6年が経過し、豊間地区が抱える課題が変容してきたことを踏まえた変更である。変更の背景にある課題とは、土地区画整理後の住宅再建者が50戸程度に見込まれており、被災世帯のうち未帰還世帯が150戸程度になってしまうことである<sup>13</sup>。特に、学齢期の子どもがいる世代の帰還が難しく、地区全体の高齢化が進み、コミュニティの衰退が危惧されている。この課題は、震災発生直後の「津波被災からの復旧」の先にある課題であり、地域が抱える課題の実態にあわせた変更がなされた。発災直後と異なり、現在、協議会が対応する課題は「復興まちづくり」に

焦点化されたものである。住民全体の高齢化が進む中、長期的な観点で地域の将来を見通すこと自体の課題もうかがえる。協議会の事務局の代替りや、直接的な津波被災を経験していない住民も含めた、復興の先を見通した計画立案が協議会事務局の課題である。

**表 2 ふるさと豊間復興協議会の目的の変遷**

目的	
2016 年度以前	<p>本会は、東日本大震災を教訓に豊間区民が津波に怯えことなく、平穏かつ活気に満ちたふるさとの再生と復興の対策について協議する為に次に掲げる活動を行うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波襲来を想定したふるさと再生復興に向けた要望活動</li> <li>(2) 津波襲来を想定したふるさと再生復興に向けた住民への啓蒙活動</li> <li>(3) その他津波襲来を想定したふるさと再生復興に関する必要な活動</li> </ul>
2017 年度以降	<p>本会は、東日本大震災で甚大な被害を受けた豊間地区の再生復興を、住民の立場で考え、津波に強い安全かつ魅力のある町に蘇らせる目的とする。この目的に沿って、以下の活動をおこなう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区画整理後のコミュニティと文化の再生方策の検討</li> <li>(2) コミュニティと文化の継承、区民の交流、生活環境整備活動</li> <li>(3) 震災前の世帯数回復に向けた定住促進活動（区有地、その他の未利用宅地の活用）</li> <li>(4) 復興まちづくり（定住促進等）に向けた区内外への情報発信活動</li> <li>(5) 震災の記憶を継承する活動</li> </ul>

## 2-2. 復興商店街「とよマルシェ」設立の経緯

### (1) 組織化の経緯と目的

2013 年 3 月に「豊間産業再生検討会議」が発足した。この会の目的は、「豊間の産業の再生、産業拠点の形成の推進について共同、協力して検討を行い、その実行、実現を図ること」であり、豊間地区において震災以前から事業をおこなっていた事業者や、今後事業をおこなおうとする者、協議会事務局のメンバーが構成員と



**図 1 復興商店街「とよマルシェ」の外観**

(2017 年 8 月 31 日筆者撮影)

なった<sup>14</sup>。

豊間産業再生会議は、2012年に一年間をかけておこなわれた住民ワークショップをもとにまとめられた「豊間復興まちづくり提言」をもとに、豊間地区の産業再生をいかに進めるかが話し合われた。ワークショップでは、「店が少なくなり生活に不便」、「住民が少ないと店も成り立たない」「店舗、工場（水産加工）、民宿とも自力再建は困難」という意見が出されており、「産業拠点、生活拠点をみんなの力で再生復興する」という提言につながった<sup>15</sup>。これを受け、豊間産業再生会議では、中小機構が実施する「仮設施設有効活用等支援事業（助成）」の検討や、複数の企業がグループで復旧する場合に出される「グループ補助金<sup>16</sup>」の検討が始まった。

また、同時期に2013年10月より復興庁がおこなう「新しい東北」先導モデル事業に採択されたことで、助成金を得ながら、「600戸のコミュニティと産業の再生」を目指して活動を進めることができた。

さらに、豊間地区内に仮設住宅が建設されなかつたことから、震災前までの住居へ住み続けることが困難になった住民は、地区外にある仮設住宅へと移らざるを得ず、多くの住民は、市内各地の仮設住宅やみなしふ設へと移った。豊間地区内に建設される災害公営住宅の完成が2014年に予定されていたが、災害公営住宅入居の前後を通して、住民の交流をいかに保つかという課題があった<sup>17</sup>。

以上の状況を踏まえて、2013年6月から「離散する住民の交流を深め、復興後のコミュニティ再構築」と、仮設商店街開始までの助走を目的として、「日曜市」が始まった<sup>18</sup>。この日曜市は、月に1度、第1日曜日に開催されたもので、2014年1月12日まで続けられた。2013年10月に協議会がおこなった来場者アンケート<sup>19</sup>からは、日曜市に来場する人々の半数以上が、3回以上会場を訪れたリピーターであることや、その多くが「新鮮な農産物や海産物が販売していること」、「地元住民たちとのやりとり・ふれあいがあること」に期待していることがわかる。また、今後買いたい商品としては、「海産物（生鮮品）」、「野菜・果物（生鮮品）」が突出して選ばれており、新鮮な品物を近場で購入したいという地元の人々の需要がうかがえる。日曜市では、豊間地区の婦人会による飲食物の販売や、地元の農家による野菜の販売がおこなわれ、豊間を離れて生活する人々が顔を合わせ、交流する場となった。

続いて、2013年9月には「豊間仮設店舗準備会」が発足した。これは、仮設商店街の開始にむけた具体的な準備を進めるための組織で、初回には地元の事業者が15名出席し、話したいがもたれた。当初、仮設商店街は、物販・外食・美容・宿泊・統括という5つの部門に分かれて運営することが検討されていたが、2013年12月に出店者の最終決定がおこなわれた結果、美容部門は出店が見送られた。さらに、仮設商店街終了後、豊間地区に「道の駅」を設定するという構想を見越してフードコート形式にする予定であったが、各部門ごとに店舗をもつ形態に変更になった<sup>20</sup>。最終的に、運営体制は表3のように決定され<sup>21</sup>、復興商店街「とよマルシェ」は2014年12月20日にプレオープン、2015年1月15日のグランドオープン

ンを迎えた。

以上の経緯からは、豊間地区において仮設商店街の整備は、協議会による発案であり、その後も、協議会と各準備会が中心となっておこなわれてきたことが分かる。また、災害公営住宅の建設完了を目指して整備されたことで、グランドオープンが震災発生から4年経過した時期であり、既に事業再開している事業者が、仮設商店街に入居した場合の補助の対象となるかどうかといった課題が浮上した。同様に、新規に事業を始めたいという新規参入者は、仮設商店街の整備事業の対象ではないことから、仮設商店街入居を断念せざるを得なかつた。いち早く事業を再開した被災事業者や新規参入者は、縮小傾向にある被災地において、貴重な存在である。このような存在をいかに、制度的な側面から仮設商店街に包摂できるかは、検討すべき課題であると考える。

**表 3 仮設商店街の運営体制**

部門	内容
豊間地区・ふるさと豊間復興協議会	全体調整、土地の借地、豊間仮設店舗協働事業会の事務局
豊間仮設店舗協働事業会（各事業者、協働加工販売会、協議会事務局）	全体運営の協力、協働スペースの管理、日曜市開催、広告宣伝
被災事業者	自己店舗・工場の管理、運営
豊間協働加工販売会	豊間及び周辺地区の協働による加工・販売、「新しい東北」先導モデル事業の実施

## (2) とよマルシェの概要

とよマルシェは、飲食店2軒、複数の事業者の委託販売によって運営する共同販売店が1軒、鮮魚・惣菜が1軒の計4店舗で構成されている。このうち共同販売店は、震災前に牛乳の販売店を営んでいた事業主が牛乳の販売を止め、野菜や総菜等を扱う商店として営業形態を変更させて再開したものである。店内では、販売委託された地元のかまぼこや野菜、生活に必要な雑貨を扱っている。

共同販売店の大きな特徴は、前述した「日曜市」に関わっていた婦人会の女性たちを中心に地元の女性たちが、従業員として運営に参加していることである。彼女たちは「豊間のかあちゃん」として、いわき市の沿岸部で親しまれてきた郷土料理の「さんまのポー pocca 焼き」を中心に、総菜や漬け物、弁当、手芸品等を販売している。女性たちは、協議会が組織した「協働加工販売会」のメンバーとして活動しており、女性たちがつくった品々は、協働加工販売会が共同販売店に販売を委託するという形式で販売されている。震災前は、水産加工品の工場や民宿で働いていた女性が多く、共同販売という形で事業に参加した経験のある女性はない。他

の飲食店が、震災前からのノウハウを持つ中で、共同販売店は運営体制や、販売の品々の選別に至るまで、手探りの状態でのスタートであった。

このように、中小機構の助成と同時並行的に、「生活・産業の拠点を創る」という目的を掲げた「新しい東北」先導モデル事業が、共同販売店を中心に進められているのがとよマルシェの特徴といえよう。

### 2-3. 本設への選択を迫られる仮設商店街

豊間地区の区画整理事業の終了は2019年が予定されており、それぞれの店舗は2018年12月末までの入居期限を前に、本設するかどうかの決断を迫られている。2017年4月から、各店舗が集まって今後の方針を話し合う機会が月1回程もたれているが、各店舗とも明確な結論が出せない現状である。その要因としては、商店街ごと本設した場合の運営形態の方法が確立していないこと、本設した場合の家賃や共益費等の資金面での不安、協議会が打ち出す復興プランの実現可能性が見通せないことが挙げられる。また、2018年夏に豊間地区から約10キロ南下した沿岸部に大型ショッピングセンターがオープンする予定であり、観光面での来客が減少するのではないかという不安も抱えている。

特に、復興協議会の「生活・産業の拠点を創る」という復興プランと、仮設商店街の実態の齟齬をいかに埋めるかは大きな課題である。生活用品の充実が求められた共同販売店は、助成金を利用しながら現在も運営を続けるものの、「この店の役割は終わったんだよな」とスタッフが漏らす程、利用が減少している。既に、豊間地区に住む住人の多くが車を使って、街中にあるスーパー・マーケット等に買い出しが行ける状況であることから、共同販売店が現状のまま本設移転するには厳しい状況であるといえる。

協議会の打ち出す復興プランはこれまで見直しがなされてきているが、そのプロセスに各店舗のスタッフや、地域住民が深く関与していない。復興プランの見直しのプロセスは常に公開されていたが、ワークショップ等への一般の地域住民の参加が固定化・減少したことや、刻々と変化する復興状況が影響し、復興プランが実態との齟齬を生み出していると考えられる。

## 3. 仮設商店街の現状からみる課題

### 3-1. 地域社会における仮設商店街の役割の変化

関（2013）は、震災の影響でつくられた仮設商店街を「被災地の中心的な商店街」、「仮設住宅に寄り添う仮設商店街」、「観光的要素の強い仮設商店街」、「原発避難区域の仮設商店街」の4類型に分類している<sup>22</sup>。設立の経緯を踏まえると、とよマルシェは、「仮設住宅に寄り添う仮設商店街」に分類できよう。

「仮設住宅に寄り添う」という言葉通り、災害公営住宅の完成にむけて開設されたとよマルシェであるが、オープンから3年目を迎えた現在、災害公営住宅からの利用は減少している。飲食店の利用客は、区画整理や高台造成といった復興関連の工事事業者や、震災以前に観光や

サーフィンで利用していた常連客が多い。豊間地区には、とよマルシェ以外の場所に飲食店が1軒とコンビニが1軒あるだけである。そのため、工事関係者の需要に応えるという飲食店の役割は、開設当初より一貫している。また震災前からの常連客や、震災復興の支援で訪れた支援者との関係性を保つ場としての役割をそれぞれの店舗が持っていることもうかがえる。

共同販売店に関しては、地元特産品や郷土料理を目的に訪れる豊間地区外からの来客はあるものの、日常品の購入のために来店する地元住民は、オープン当初と比較すると大幅に減少している。しかし、700メートルほど離れた場所にある災害公営住宅の入居者のうち、車を所有していない高齢の入居者が、日用品の購入に利用したり、店員と話すために立ち寄ったりと、災害公営住宅で孤立しがちな高齢者の徒歩圏内にある外出先として機能している。さらに、店内で販売されている総菜や漬け物、手芸品は、女性たちが趣味や生活の延長上で製作しているものもあり、やりがいや生きがいを生み出している側面もある。

### 3-2. 「仮設期」の今後をいかに考えるか

豊間地区で、仮設商店街ができた経緯を踏まえるとそのプロセスに関与したアクターの多様性が少ないということは前述した通りである。中には、「新しいことをやろうとすると口出しされる」ということや、「勝手に事業が決められてしまった」と漏らす事業者も存在する。このような各主体の齟齬は、情報共有の不足や、連携不足に起因すると考えられる。

応急的・緊急的な対応が求められていた震災直後の時期は、地域をよく知り、長年その地で生きてきた人々が復興の先頭を走り、それへのフォローや伴走者が求められていただろう。しかし、20年、30年先の地域の将来像を描いて行く必要性がより高まった現在、震災発災の直後に復興プラン構築に直接的に関わってこなかった地域社会の若手や女性の声を反映させていくことが改めて求められているのではないだろうか。

豊間地区において、仮設商店街は地域全体の復興像の中で「生活・産業の拠点」として位置づけられ、それに沿った地域社会との関係性の構築が目指されてきた。しかし、仮設商店街の現状をみると、当初の想定と齟齬が生じていることが分かる。「仮設期」の今後をいかに考えるかにあたって、様々な主体の歩み寄りと、歩み寄った先の対話の場の構築が必要である。

## 4. 仮設商店街の「仮設期」から得る地域住民が主体となった復興への示唆

以上の仮設商店街の実態を踏まえて、住民が主体となった復興に関する課題について考察する。仮設商店街「とよマルシェ」のように、「仮設住宅に寄り添う」タイプの仮設商店街は、災害公営住宅の入居者の生活の落ち着きとともに、需要が変化したことがうかがえる。それは、日常生活の利便性を高めるという役割から、地域住民をはじめとする様々な人々の交流の場を提供するという役割へという変化である。特に、その変化が顕著にあらわれている共同販売店では、高齢者をはじめとする買い物弱者への配慮と、経営の安定化をどのように両立させるかが大きな課題となっている。

災害公営住宅の入居者の中には、家族と暮らしていても日中は1人で過ごす高齢者や、そもそも家族と離れて暮らす独居高齢者も多く存在する。彼らにとって、話し相手や人との交流が得られる仮設商店街の存在は大きい。また、共同販売店の女性スタッフに指摘できるように、働く側にも同様の効果をもたらしている。震災前に地域において重要な働く場であった水産加工工場が閉鎖された中で、共同販売店は仮設店舗のスタッフにとっても、人との交流や賃金を得られる場となっている。

そこで、車をもたない子どもや老人を中心とした地域住民のニーズから、仮設商店街だけでなく、地域全体に必要な役割を再考し、仮設商店街が担うべき役割を抽出することが、本設移転にむけて必要であると考える。「本設か本設断念か」という二項対立的な議論ではなく、地域住民のニーズにいかに応えていくかという観点から、仮設商店街の役割を再考し、次なる地域の復興に結びつけていく過程が問われているのではないだろうか。

被災地の各地につくられた仮設商店街に対しては、「単なる商店のよせ集め」になってしまったという批判がある<sup>23</sup>。これは、仮設商店街の商業空間が、仮設住宅や災害公営住宅に住む被災者や、事業者本人にとっての「生活」と乖離した空間になってしまっているということである<sup>24</sup>。この批判は、仮設商店街の関係者のみが受け止めるものではない。商店街の事業者や、協議会のメンバーだけではなく、行政の担当者や、家が流出せずに残った地域住民など、地域内の様々なステークホルダーが意見を表明し復興の過程に位置づけられることが重要であると考える。

## 5. おわりに

本稿では、仮設商店街「とよマルシェ」の現状を明らかにすることで、「仮設期」にある仮設商店街の今後を多様な人々が議論していく必要性を明らかにした。先述した先行研究の中で、石山雄貴が、社会的実践を発展させていく基本的条件として「学習」を挙げていることを指摘した。本稿において明らかにしてきたのは、仮設商店街という社会的実践へ参加する主体を多様化させるという実践が抱える課題状況であり、住民の「学習」がその中にいかに内在するかという点は明らかになっていない。

以上を踏まえると、現在生じている各主体の齟齬が生まれた背景と、今後同様の状況が発生した場合に取りうる解決策を、これまでの実践の過程にある「学習」に着目して明らかにすることが今後の課題になる。さらに、仮設商店街の今後を議論する主体がどのように変化するのか（あるいは、しないのか）、今後の経過を継続して追うことも必要である。仮設商店街をめぐる実践を、より質的に捉えて行くことで、本設か本設断念かという二項対立的な議論を乗り越える契機を見出すことができるのではないだろうか。

---

<sup>1</sup> 中小機構が公開している「仮設施設の全体整備状況等（2017年3月最終更新）」による。6つの県とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県である。最も施設数が多いの

---

は岩手県の 664 件である。

<sup>2</sup> 寺澤草太・饗庭伸「東日本大震災からの復興過程における仮設商店街の果たす役割—岩手県沿岸南部 3 市を対象として—」日本都市計画学会『都市計画論文集』Vol. 49、No. 3、2014 年。

<sup>3</sup> 「暫定再開型」は「本設再開を検討中または仮設店舗までの活動となるパターン」と定義づけられている。寺澤ら（2014）は仮設店舗の本設に向けた意向を、【暫定再開型】、【単独再開希望型】、【単独再開断念型】、【商店街再開希望型】、【復興拠点区域希望型】という合計 5 つのパターンに分類した。

<sup>4</sup> 平成 28 年 12 月末時点で 51 商店街にまで減少している。

<sup>5</sup> 寺澤・饗庭、前掲論文、p. 296。

<sup>6</sup> 益邑明信・窪田亜矢「岩手県釜石市、大槌町の津波被災からの事業再開・継続における事業用公設仮設施設の役割」日本都市計画学会『都市計画論文集』Vol. 51、No. 3、2016 年、p. 430。

<sup>7</sup> 井上博夫「商業とまちの再生—仮設商店街から本設に向けた課題—」『環境と公害』Vol. 45、2015 年、p. 32。

<sup>8</sup> 石山雄貴「仮設商店街設立を通じた『内発的復興』の展開過程—気仙沼市における仮設商店街設立に向けた実践を事例に—」『共生社会システム研究』Vol. 10、No. 1、2016 年、p. 177。

<sup>9</sup> 本稿に関する調査は、2017 年 4 月 1 日～2017 年 8 月 31 日の期間におこなった。仮設商店街の状況や、日常を観察したり、必要に応じて、各商店の店主や店員から実情を聞き取った。本稿で指摘する現状は、特に断りがない場合、このような聞き取りから得られた情報である。また筆者は 2017 年 4 月より、ふるさと豊間復興協議会を支援する「東京専門家支援グループ」の一員として、協議会の支援をおこなっており、復興商店街に入店する事業者とは日常的に会話することが多いことも留意されたい。

<sup>10</sup> 震災前は、小型船曳網 5 隻、細鮋漁業者 18 名、一本釣り漁船 25 隻が拠点としていた。

<sup>11</sup> ふるさと豊間復興協議会が作成したパンフレット「ふるさと豊間復興協議会の復興への取り組み（平成 26 年度～平成 28 年度）“600 戸のコミュニティと産業の再生”：合意形成と実証実験 そして “新しいまちづくり” へと」（2017 年 6 月発行）より。

<sup>12</sup> ふるさと豊間復興協議会「平成 29 年度定期総会資料」2017 年。

<sup>13</sup> 前掲パンフレットより。

<sup>14</sup> 2013 年 3 月 31 日に開催された「豊間産業再生検討会議」第 1 回資料より。

<sup>15</sup> 2013 年 1 月に発行された「豊間 復興まちづくり提言」資料より。

<sup>16</sup> 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の略称。「東日本大震災からの復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度」である。国と県をあわせて、全体の 4 分の 3 の補助率である（中小企業庁ホームページより）。

<sup>17</sup> 前掲パンフレットより。

<sup>18</sup> ふるさと豊間復興協議会が作成した前掲パンフレットより。

<sup>19</sup> 2013 年 10 月 6 日実施したもの。有効回収数 57。日曜市の来場者に質問しを配布して回答を得た。

<sup>20</sup> 「仮設店舗準備会」の議事録より

<sup>21</sup> 2014 年 7 月に開催された第 14 回会議資料より。

<sup>22</sup> 関満博「震災復興と仮設商店街」関満博・松永桂子編『震災復興と地域産業 町の自立を支える「仮設商店街」』2013 年、新評論、pp. 22–25。

<sup>23</sup> 新雅史「仮設商店街から見える『生活』と『商業』の乖離」『世界』2013 年、岩波書店、p. 202。

<sup>24</sup> 同上、p. 199。